

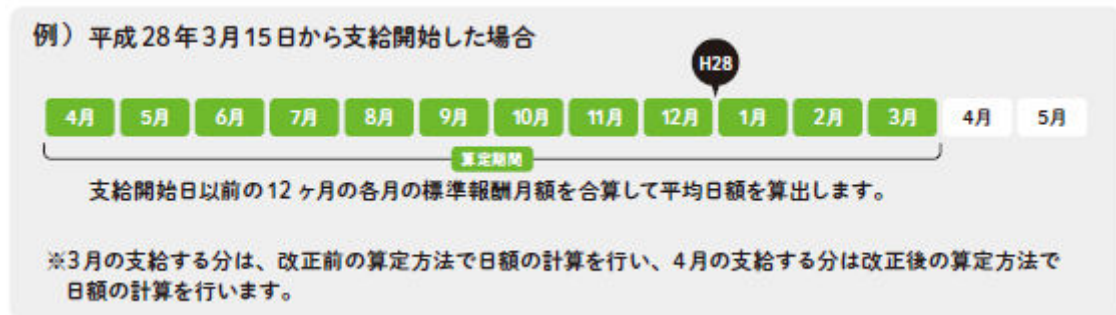
被保険者のみなさまへ

平成28年4月法改正のお知らせ
手当金（傷病手当金・出産手当金）の支給額の算定方法が見直されます

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、健康保険法改正が行われました。これによって、支給額の計算で基準となる標準報酬日額の算定方法が見直されます。平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

¥ 平成28年3月31日までの支給金額
1日当たりの金額 = $[\text{休んだ日の標準報酬月額} \div 30 \text{日 (標準報酬日額)}] \times 2/3$

¥ 平成28年4月1日からの支給金額
1日当たりの金額 = $[\text{支給を開始した日} \times \text{以前の継続した12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額} \div 30 \text{日 (標準報酬日額)}] \times 2/3$
※支給開始日とは・・・最初に給付が支給された日のこと



支給を開始した日以前の期間が1年未満の人は、①②のいずれか低い方です。

- ① $[\text{支給を開始した日以前の全加入期間の標準報酬月額を平均した額} \div 30 \text{日 (標準報酬日額)}] \times 2/3$
- ② 支給を開始した日の属する年度の、前年度9月末時点におけるひかり健保の平均標準報酬月額 $\div 30 \text{日 (標準報酬日額 平成28年度は10,000円)} \times 2/3$

以上